

事務連絡
令和2年2月27日

各社会福祉施設・事業所管理者様

愛媛県保健福祉部長

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止の
対応の徹底について（依頼）

このことについて、各社会福祉施設や事業所（以下「施設等」という。）におかれましては、これまでも感染予防・拡大防止に努めていただいているところではありますが、全国的に感染が拡大していることを踏まえ、改めて次のとおりの対応を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 職員や利用者（以下「職員等」という。）のみならず、面会者等に対しても、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による対策を徹底すること。
- 2 37.5℃以上の発熱等（以下「発熱等」という。）の症状が認められる職員は出勤を行わないことを徹底すること。
- 3 面会については、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。やむを得ず面会を要する場合においても、面会者の発熱等が認められる場合には面会を断ること。
- 4 当該感染症については、日々状況が変化しているところであり、厚生労働省のホームページに掲載される事務連絡等により、最新情報を確認し、対応に遺漏のないよう努めること。

※詳細については、別紙を参照のこと。

【担当課】

（救護施設関係）

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

（保育所等関係）

子育て支援課保育・幼稚園係 Tel：089-912-2412

（放課後児童クラブ等関係）

子育て支援課子育て支援企画係 Tel：089-912-2413

（児童養護施設等関係）

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

（障がい福祉施設関係）

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

（高齢者福祉施設関係）

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432

(別紙)

I 共通事項

1 職員等への対応について

- (1) 職員等のみならず、面会者や委託業者等、職員等と接触する可能性があると考えられる者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による対策を徹底すること。
- (2) 発熱等の症状が認められる職員は出勤を行わないことを徹底すること。
- (3) 委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設等の限られた場所で行い、発熱等が認められる場合には施設内への立ち入りを断ること。

2 職員等に感染が疑われる場合の対応について

- (1) 発熱等により感染が疑われる場合には、管轄の保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
- (2) 複数のサービス事業所を併設する事業所においては、職員等の事業所間の往来を可能な限り避け、感染拡大防止に努めること。
- (3) 万が一、感染が確定した場合は、速やかに市町及び管轄地方局地域福祉課へ事故報告すること。
また、県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定に協力すること。

II 入所施設・居住系サービスにおける留意点

1 利用者への対応について

- (1) 発熱等により感染が疑われる場合には、管轄の保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
- (2) 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間は、疑いがある利用者を原則個室に移すなど、感染拡大に留意すること。
- (3) 可能な限り、疑いがある利用者とその他の利用者の介護等の担当職員を分けて対応すること。

2 面会者等への対応について

面会については、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。やむを得ず面会を要する場合においても、面会者の発熱等が認められる場合には面会を断ること。

Ⅲ 通所・短期入所等サービスにおける留意点

1 利用者等への対応について

- (1) 送迎（登園等）に当たっては、送迎車に乗車（登園等）する前に、発熱等が認められる場合には、利用を断ること。
- (2) 発熱等により利用を断った利用者については、当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に相談し、訪問介護等の提供を検討すること。

2 利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

- (1) 当該利用者等に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請すること。
- (2) 感染性の発生状況等により、提供するサービスの全部又は一部の休業を要請することがあること。

Ⅳ 居宅を訪問して行うサービス等における留意点

1 利用者等への対応について

発熱等が認められる場合には、適切な相談及び受診を行うよう促すこと。

2 発熱等が認められる利用者へのサービス提供時の留意点について

- (1) サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
- (2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等の訪問介護員等については、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

Ⅴ その他

当該感染症については、日々状況が変化しているところであり、厚生労働省のホームページに掲載される事務連絡等により、最新情報を確認し、対応に遺漏のないよう努めること。

最新の情報及びこれまでの厚生労働省等からの通知については、下記、関連リンクを参照すること。

関連リンク

【厚生労働省関係】

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

※ 障害福祉サービス等事業者等については「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」を参照。

【愛媛県関係】

○児童福祉施設関係

新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20300/kosodate/singatakorona.html>

○障がい福祉施設関係

新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

○高齢者福祉施設関係

介護サービス事業者及びサービス利用者の方へ

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyou/index.html>